

今後の斎場運営のあり方（瓜破斎場の運営のあり方）について（意見）

斎場は、市民にとって人生の終焉の場として必要不可欠なものであるといえる。

大阪市においては、これを地方自治体として主体的に整備し、直営で運営してきたところ、様々な問題を背景として、平成 23 年 10 月からは小林・佃斎場で業務委託を、平成 25 年 12 月からは北・鶴見・小林・佃斎場で指定管理者制度を導入するなど、効率的・効果的な事業運営に向けて運営形態を模索し続けてきたといえる。

今般、瓜破斎場を除く市内 4 斎場の指定管理者の募集に当たり、斎場運営のあり方について改めて比較検討したところ、瓜破斎場については、現在直営で運営しており、これを完全に民営化すると、長年培ってきた技術やノウハウ、事故防止やトラブル対応策などの継承及び指定管理者に対する指導（研修機能を含む）の必要性に加え、現有職員の配置転換が必要となり、全体としてダブルコストの問題が生じることになるという事情を考慮すれば、一定の時期まで「順次民間への業務委託の拡大」を進めていくことには経済的にも合理性があると認められる。

今後、これら現有職員の有効活用を図りつつ業務委託を含め運営形態の検討を行っていく必要があると考える。また、その際には併せて、一般的要因として人口動態や火葬件数の動向、個別的要因として個々の斎場施設の建替え・改修時期や費用（ライフサイクルコストを含む。）、質的・量的にも適切な火葬等設備等のあり方などを十分に考慮し、業務委託や指定管理者制度を含めた PPP/PFI 手法全般についても検討していく必要がある。

斎場のみならず、公共施設の抜本的な運営形態の見直しには、様々な要因により長期間を要するものとも思われるが、必要に応じて広域的な視点から近隣自治体との連携も含め、今後とも時機を逸せず、効率的・効果的な事業運営が可能となるよう継続して努めていってほしい。

平成 29 年 11 月 21 日

外部有識者

長瀬 耕治（公認会計士）

槇村 久子（関西大学 客員教授）

向山 知（弁護士）